

障害者スポーツ文化センター
ラポール上大岡
指定管理者 申請要項

平成 30 年 6 月

横 浜 市

1 指定管理者制度導入の趣旨

「公の施設」の管理運営については、平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正により、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図るため、指定管理者制度が導入されました。

平成 31 年度から管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、ラポール上大岡は運営に極めて高度の専門性を要し、将来（当該指定期間内）にわたり他の担い手が存在しないため、事業者は非公募により選定します。

また、障害者スポーツ文化活動に対する全市的な支援策の充実を図るため、障害者スポーツ文化センター横浜ラポールと一体的な運営することとし、指定管理期間を平成 32 年度末までとします。

2 指定管理者選定の概要

(1) 対象施設

ラポール上大岡

(2) 指定期間

供用開始（平成 31 年度）から平成 33 年 3 月 31 日まで

(3) 指定管理者の選定（「5 申請及び選定に関する事項」参照）

指定管理者の選定は、「横浜市障害者スポーツ文化センター指定管理者選定評価委員会運営要綱」に基づき設置される「横浜市障害者スポーツ文化センター指定管理者選定評価委員会」（以下「選定委員会」という。）において、書類及びヒアリング等に基づく審査を実施し、ラポール上大岡の設置目的を達成することができると認められる場合、申請者を指定管理者に選定します。

選定結果は、申請者に対して速やかに通知し、選定の経過及び結果は、指定管理者選定後、健康福祉局ホームページへの掲載等により公表します。

その後、横浜市会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

(4) 問合せ先

〒231-0021 横浜市中区日本大通 1 8 番地 KRCビル 6 階

健康福祉局障害福祉課地域活動支援係

電話 045 (671) 3602 Fax 045 (671) 3566

E-mail kf-rapo@city.yokohama.jp

3 指定管理者が行う業務

障害者スポーツ文化センター条例第 3 条に規定する事業の実施に関すること。

（2 ページの「4（4）業務の範囲」参照）

4 ラポール上大岡の概要

(1) 施設情報

ア 所在地

横浜市港南区上大岡西一丁目6-1 ゆめおおおかオフィスタワー6階～8階

イ 開館年

平成31年度

ウ 構造・規模

鉄骨鉄筋コンクリート造 延床面積約2,000㎡

エ 設備

6階：フィットネスルーム、トレーニングルーム、会議室、事務室、倉庫

7階：体育室、事務室、会議室、男女更衣室

8階：多目的室、創作エリア、倉庫

オ 開館時間等（予定）

午前9時15分から午後9時15分まで

（ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日における開館時間は午前9時15分から午後5時15分までとします。また、横浜市障害者スポーツ文化センター条例施行規則第3条第2項の場合は、時間等を変更することができます。）

カ 休館日（予定）

毎週火曜及び年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）、その他ビル点検日
また、指定管理者は市の承認を得て、休館日に開館することができます。

(2) 施設の設置目的

ラポール上大岡は「スポーツ、文化活動、レクリエーション等を通じて、障害者の社会参加及び福祉の増進並びに障害者、その介護人その他の市民相互の交流を図るため」に設置される施設です。（横浜市障害者スポーツ文化センター条例第1条）

(3) 目的達成の手段

設置目的を達成するための手段は、別途業務の基準に定めます。

(4) 業務の範囲（詳細は別添の「業務の基準」を参照してください）

ア センター運営業務

イ 事業に関于行わなければならない業務

(ア) スポーツ事業

(イ) 文化事業

(5) 職員配置及び経費等

ア 職員配置

管理運営責任者を1名配置することとします。また、障害者スポーツ・文化活動にかかわる業務を行うにあたり、必要な能力がある職員を適切に配置することとします。

必要となる職員については、精査のうえ常勤・非常勤職員を配置し、施設の運営に支障がないように勤務形態を定めることとします。

イ 指定管理料

横浜市は、ラポール上大岡の運営に係る人件費、事業費、事務費、管理費等の経費として、指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転、小破修繕を含む補修費の経費を含みます。

指定管理料は、申請の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します（予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。）。

指定管理料の支払い時期、方法等は協定で定めます。また、本指定管理の実施に係る収入及び支出は適正に管理してください。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、申請時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等（開館日数や開館時間の変更等を含む）に関して、市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営の水準が、この申請要項や協定で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがあります。減額の基準・手続き等については、協定で定めます。

ウ 賃金水準の変動への対応

賃金水準の変動については、ご提案いただいた人件費単価を賃金水準の変動に応じて見直すことで、2年目以降の指定管理料に反映していきます（以下、この仕組みを「賃金水準スライド」という。）。

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、基礎単価と各年度の配置人数を乗じた額を記入してください。

なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算し、記入してください。

エ 小破修繕

施設・設備・備品等の小破修繕については、1件あたり100万円まで指定管理者が負担します。

オ 利用者の費用負担について

ラポール上大岡における実施事業については参加者から適切な料金を徴収することができます。また、その他の施設利用については、障害者スポーツ文化センター条例第11条を上限とした利用料金とします。

これら実費収入は指定管理業務の収支報告書において適切に報告することとします。

(6) その他

ラポール上大岡が設置される「ゆめおおおかオフィスタワー」の6階～8階（一部共用部除く）は横浜市が区分所有しています。区分所有者は「ゆめおおおか管理規約」に基づき、「ゆめおおおか管理組合」の構成員となっています。同規約に基づく管理費は、横浜市が管理組合に支払います。

法定共用部分の清掃、電気、空調、保守、防犯、修繕等の管理業務等については、ゆめおおおか管理組合が実施します。

(7) 業務実施上の留意事項

ア 関係法令等の遵守について

業務を遂行するうえで、関係する法令等を遵守することとします。

なお、指定期間中にこれらの法令等に改正があった場合は、改正された内容とします。

<主な関連法令>

- (ア) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (ウ) 社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）
- (エ) 横浜市障害者スポーツ文化センター条例（平成 4 年 3 月条例第 24 号）
- (オ) 横浜市障害者スポーツ文化センター条例施行規則（平成 4 年 8 月規則第 77 号）
- (カ) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (キ) 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成 17 年 2 月条例第 6 号）
- (ク) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月条例第 51 号）
- (ケ) 労働関係法令（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、雇用保険法等）
- (コ) 施設・設備の維持保全関係法令（建築基準法、消防法、電気事業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等）
- (サ) 環境法令等（エネルギーの使用の合理化に関する法律、地球温暖化対策の推進に関する法律等）
- (シ) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）

<その他市の計画・施策等>

- (ア) 横浜市中期 4 か年計画
- (イ) 横浜市スポーツ推進計画
- (ウ) その他関連施策

イ 業務の基準・評価について

(ア) 事業計画書・事業報告書等の提出

指定管理者は、単年度の運営状況だけではなく、指定管理期間内の継続的改善の仕組みを検討し、毎年度、事業計画書及び事業報告書等を作成し、横浜市に提出します。これらの提出物については、公表することとします。なお、事業計画書及び事業報告書等の内容については、協定等において定めます。

(イ) 自己評価の実施

業務の質やサービスの向上を図ることを目的に、利用者等から施設運営に関する意見を聴取し、年1回以上、自己評価を実施することとします。

(ウ) 第三者評価の実施について

ラポール上大岡第1期指定期間については、中間年が存在しないため実施しません。

(エ) 業務の基準を満たしていない場合の措置

横浜市は、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示を行います。それでも改善が見られない場合、横浜市は地方自治法第244条の2第11項に基づき、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部もしくは一部を停止する場合があります。

この場合、横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営を行うことができるよう、必要な引継ぎを行うものとします。

ウ リスク分担

指定期間内における主なリスク分担については、次の表の通りとします。これ以外のリスクに関する対応については、別途協議するものとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	指定管理者	分担(協議)
物価変動	収支計画に多大な影響を与えるもの	○		
	それ以外のもの		○	
賃金水準	賃金水準の上昇による人件費の増加	○		
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○

税制変更	消費税(地方消費税を含む)の税率等の変更			○
	法人税・法人住民税の税率等の変更		○	
	事業所税の税率等の変更			○
	それ以外で管理運営に影響するもの			○
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期		○	
需要変動	大規模な外的要因による需要変動			○
	それ以外のもの		○	
管理運営の中断・中止	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	指定管理者が設置した設備・備品		○	
	それ以外のもの (負担限度付き 上段：一件あたり、下段：年間合計)		100万円	
			500万円	
利用者等への損害賠償	市に帰責事由があるもの	○		
	指定管理者に帰責事由があるもの		○	
	市と指定管理者の両者、または被害者・他の第三者等に帰責事由があるもの			○
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備に基づくもの	○		
不可抗力※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※ 不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど

エ その他

(ア) 個人情報の保護について

指定管理者が管理業務を実施するにあたっては、「横浜市個人情報の保護に関する条例」(平成17年2月横浜市条例第6号)の規定が適用され、個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うことが必要です。

また、横浜市等が実施する個人情報保護に関する必要な研修に参加するとともに、従事者に対して必要な研修を行うこととします。

(イ) 情報公開の実施について

指定管理者が管理業務を実施するにあたり、市に準じた情報公開の対応を行うこととします。

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（平成 12 年 2 月横浜市条例第 2 号）の趣旨に則り市が別途示す「標準規程」に準拠して、指定管理者が「情報公開規程」を作成し、それに基づき、行政文書開示請求等に対して適切に対応することとします。

(ウ) 事故への対応・損害賠償について

指定管理者は、施設において事故防止に努めるとともに、発生した事故への損害賠償等の対応に関して、次のとおり義務を負うこととします。

- ①指定管理者の責めに帰すべき事由により、横浜市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償しなければなりません。
- ②施設における事故防止及び事故発生時の対応に備えて、指定管理者はあらかじめ事故防止・事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告しなければなりません。
- ③指定管理者は、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。なお、対人補償の保険金額は 1 億円以上とし、横浜市を追加被保険者とします。

(エ) 苦情・要望について

指定管理者は利用者等から寄せられる苦情や要望に十分応えることのできる体制を整えることとします。また、苦情・要望処理報告書を作成し、横浜市に提出することとします。

また、社会福祉法第 82 条に基づき、福祉サービスについて利用者等からの苦情の適切な解決に努め、福祉サービスに関する苦情解決に伴う第三者委員を設置するものとします。

(オ) 事業の継続が困難となった場合の措置

①指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

横浜市は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項に基づき、指定の取り消しをすることができるものとします。その場合は横浜市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、次期指定管理者に対して引継ぎを行うものとします。

②当事者の責めに帰することができない事由による場合

横浜市及び指定管理者双方の責めに帰することができない事由により、事業の

継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

(カ) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合については、横浜市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(キ) 公租公課

指定管理者は法人に係る市民税等の納税義務者となる可能性がありますので、財政局主税部法人課税課、所轄の県税事務所及び税務署にお問合せください。

(ク) 施設情報の定期的報告

施設・設備の維持保全の状況について、指定管理者が確認し、市に報告します。確認及び報告は市が策定している「維持保全の手引き」及び「施設管理者点検マニュアル」に基づいて行います。

(ケ) 災害等発生時の対応

ラポール上大岡は今後「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結し、危機発生時の体制整備を求めることがあります。また、本市防災計画に位置づけがない場合でも、危機発生時の状況によっては随時、施設に協力を求める可能性があり、指定管理者はそれに協力するよう努める義務があります。

(コ) 廃棄物の対応

施設から発生する廃棄物の抑制に努めるとともに、横浜市役所の分別ルールに沿って適切に分類を行い、可能な限り資源化していくなど「横浜市一般廃棄物処理基本計画」等に沿った取組を推進することとします。

(サ) 自動販売機等について

自動販売機等の設置については、行政財産の目的外使用許可の申請を行うものとします。

(シ) 横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例の施行(平成 24 年 4 月 1 日)にともない、指定管理者は公の施設の利用等が暴力団の利益になると認められる場合、その利用許可等を取り消すことができるとしています。指定管理者は当該条例の趣旨に則り、適正に施設の管理運営を行ってください。

(ス) 横浜市中心企業振興基本条例を踏まえた取組の実施

横浜市では、平成 22 年 4 月 1 日より本条例を施行し、市内中小企業への優先発注の徹底に努めています。

指定管理者は、本条例の趣旨を踏まえ、修繕等の発注、物品及び役務の調達等に当たって、市内中小企業への優先発注に努めるものとします。

なお、横浜市は本施策の取組状況を確認するため、指定管理者に対して、指定期間中の発注状況についての調査を実施する場合があります。

(セ) 財務状況の確認

安定的な管理運営が確保されているかを確認するため、横浜市は年度に 1 回、指定管理者となっている団体（共同事業体においては各構成団体）について選定

時と同様の財務状況確認を行います。そのため、各団体から財務諸表等の財務状況について確認できる書類を提出していただく必要があります。

(ソ) ウェブアクセシビリティ

指定管理者は、ウェブサイト等インターネットを利用して情報を受発信する場合は、すべての人が安全かつ適切に情報を得られるよう、セキュリティを確保し、アクセシビリティに配慮することとします。

(タ) その他市政への協力

その他環境対策や区局の運営方針等、市政に関して協力するよう努めることとします。

(チ) その他

その他、記載のない事項については、市と協議を行なうこととします。

5 申請及び選定に関する事項

(1) 選定スケジュール

ア 申請書類の配付	6月13日(水)～
イ 申請書類に関する質問受付	6月18日(月)～6月19日(火)
ウ 申請書類に関する質問回答	6月25日(月)頃(予定)
エ 申請書類の受付	7月23日(月)
オ 審査・選定(面接審査実施)	8月下旬
カ 選定結果の通知・公表	9月中旬
キ 指定管理者の指定	平成30年12月下旬予定
ク 指定管理者との協定締結	平成31年2月下旬締結(予定)

(2) 申請手続きについて

ア 申請要項の配付

配付日：平成30年6月13日(水)

イ 質問の受付

申請要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間：平成30年6月18日(月)午前9時から6月19日(火)午後5時まで

(イ) 受付方法：FAXまたはE-Mailで「質問書」(別紙様式2)を健康福祉局障害福祉課地域活動支援係にお送りください。電話でのお問合せには応じられませんのでご了承ください。

ウ 質問への回答

回答方法：平成30年6月25日(月)(予定)に健康福祉局障害福祉課のホームページへの掲載により回答します。

URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shitei-kanri/rapport/>

エ 申請書類の受付

- (ア) 申請書類：「6（4）申請手続きについて」を参照
- (イ) 受付期間：平成30年7月23日（月）午前9時から午後5時まで
- (ウ) 受付方法：健康福祉局障害福祉課地域活動支援係まで、持参によりご提出ください。提出先は1ページ「2（4）問合せ先」までお願いします。

(3) 審査・選定の手続きについて

ア 審査方法

選定委員会で審査を行い、その結果に基づき横浜市長が指定候補者を選定します。審査は申請者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理の方及び説明者を含め合計5名以内での出席をお願いします。

面接審査について、申請者には後日詳細をお知らせいたします。

なお、選定委員会による審査及び横浜市長による選定後、横浜市会の議決を経て横浜市長が指定の通知を行うことにより、ラポール上大岡の指定管理者として正式に指定されます。

イ 選定委員会

氏名	備考
鈴木 秀雄	関東学院大学名誉教授（学識者）
上甲 雅敬	上甲会計事務所所長（税理士）
永岡 真理	利用者代表（スポーツ）
小川 智紀	利用者代表（文化）
須山 優江	利用者代表（身体部門）
鶴見 伸子	利用者代表（知的部門）
倉澤 政江	利用者代表（精神部門）
森 和雄	横浜市社会福祉協議会障害者支援センター長

ウ 会議の公開

選定委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

別添「障害者スポーツ文化センターラポール上大岡」指定管理者評価項目一覧のとおり

なお、申請内容が選定委員会の定める最低基準（総配点1,040点）の60%（624点）、「3 事業計画」の項目総配点（320点）の60%（192点）に満たないときは選定されず、再度提案書の提出を求めるとします。

オ 選定結果の通知及び申請書類の公表

選定結果は、申請者に対して速やかに通知します。また、選定の経過及び結果は、健康福祉局ホームページへの掲載等により公表します。

なお、指定候補者の申請書類については、原則として指定管理者選定終了後に公表します。

URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shitei-kanri/rapport/>

市会の議決後に、指定管理者を指定します。(平成30年12月予定)

キ 指定管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

(4) 申請手続きについて

次の申請書類をアから順に並べ、原本を1部、写しを10部提出してください。なお、写しの書類のうち9部はファイル綴りとし、1部についてはファイルやステープラー等で留めず、クリップ留めで提出してください。各書類にはページ数及びインデックスを付してください。用紙サイズは原本で用紙サイズが決まっているもの以外は、A4サイズに統一してください。

ア 指定申請書(様式1)

(横浜市障害者スポーツ文化センター条例施行規則 別記様式)

イ 質問書(様式2)

ウ 横浜ラポール運営実績報告書(様式3-1~3)

エ 運営方針等(様式3-4、3-5)

オ 事業計画(様式3-6~9)

カ 職員の配置・育成(様式3-10、3-11)

キ その他の業務(様式3-12~18)

ク 事業計画書・収支予算書等(様式3-19~23)

ケ 団体の概要(様式4)

ケー1 申請団体役員名簿(様式5)

ケー2 県警照会用エクセルファイル(データによる提出)

コ 欠格事項に該当しない宣誓書(様式6)

サ 定款、規約その他これらに類する書類

シ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ス 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書(様式自由)

セ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度まで、直近3か年度分の貸借対照表、財産目録、損益計算書等(任意団体においては、これらに類する書類)

ソ 税務署発行の納税証明書「その3の3」(法人税・消費税及び地方消費税について未納税額の無い証明書)

タ 横浜市税の納付状況調査の同意書(様式7)

- チ 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式8）※該当の場合のみ
- ツ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類：労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- テ 健康保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- ト 厚生年金保険の加入を確認できる書類：年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の1回分）等
- ※ 加入の必要がないため、ツ・テ・トのいずれかの領収書の写し等の提出ができない場合は、「労働保険・健康保険・厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」（様式9）
- ナ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）
- ニ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの
- ※その他、必要に応じて、書類の提出を求める場合があります。

（5）申請条件等について

ア 申請者の資格

横浜市長が定めた団体（以下「団体」という）

イ 欠格事項

次に該当する場合は、申請団体の決定を取消します。

- （ア）法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税を滞納しているもの
- （イ）労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにも関わらず、その手続きを行っていないもの
- （ウ）会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であるもの
- （エ）指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたもの
- （オ）地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市における入札参加を制限されているもの
- （カ）選定評価委員が、申請しようとする団体の経営または運営に直接関与していることのもの
- （キ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であるもの
- ※本項目については、提出いただく「申請団体役員名簿（様式6）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。
- （ク）2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けているもの（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないもの）

ウ 申請要項の承諾

申請者は、申請書類の提出をもって本申請要項の記載内容を承諾したものとみなします。

エ 接触の禁止

選定委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件申請について直接・間接を問わず接触を禁じます。

オ 申請内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

カ 団体職員以外による以下の行為の禁止

申請にあたって、申請団体の職員以外が以下の行為を行うことを禁止します。

- (ア) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）
- (イ) 選定委員会の面接審査への出席

キ 申請者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。

- ①エ～カの禁止事項に該当するなど、申請要項に定める手続きを遵守しない場合
- ②応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

ク 申請書類の取扱い

申請書類は理由を問わず返却しません。

ケ 申請書類の開示

申請書類については、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

コ 費用負担

申請に関して必要となる費用は団体の負担とします。

サ 提出書類の取扱い・著作権

健康福祉局が提示する設計図書（平面図等）の著作権は健康福祉局及び設計者に帰属し、団体の提出する申請書類の著作権は作成した団体に帰属します。

6 協定及び準備に関する事項

(1) 協定の締結

選定委員会による審査及び選定後、健康福祉局は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、議会の議決を経て指定管理者として指定された後に、仮協定に基づき基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

(2) 協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守

- ウ 管理運営業務実施上の規定等(第三者への再委託、緊急時の対応、施設の保全・改修等)
- エ 管理運営費用に関する事項(口座管理、指定管理料支払い方法の原則、光熱水費支払い方法の原則等)
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定管理満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

(3) 準備業務

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

(4) 指定候補者の変更

横浜市長は、指定候補者が、横浜市の議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた時は、指定しないことがあります。また、指定候補者が、指定管理期間開始日までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合や協議が成立しない場合も、同様となります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合においても、当該施設に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

(5) 指定取消及び管理業務の停止

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために本市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられます。

- ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき
- イ 法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき
- ウ 法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき

- エ 当該施設の指定管理者公募要項に定める資格要件を失ったとき
- オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき
- カ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時
- キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断される時
- ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうち
- ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなどの市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断される時
- コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部又は一部の停止を求める書面による申し出があったとき
- サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき
- シ その他、市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとするとき

なお、指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額またはすでに支出した指定管理料の返還、また市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。